

(14) 政令別表第1(15)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(15)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第4-15表に定める方法によること。(第4-16図参照)

第4-15表

区分	算定方法
(15)項	従業者の数と、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

イ 官公署、銀行、事務所等については、従業者以外の者(客等)の使用に供するための、壁又は床に固定された仕切り、スクリーン、カウンター等によって、従業者の使用に供する部分と区画されている部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと(例銀行の待合の用に供する部分、キャッシュコーナーの部分)。

ウ 理容院、美容院、エステサロン、ネイルサロン、接骨院、整体院その他待合室が存し、従業者が客を作業する部分に誘導し、サービスを実施する営業形態のもの収容人員の算定に際しては、理容及び美容のためのいすの数、施術のためのベッドの数及び待合の用に供するいすの数の合算ではなく、待合の用に供する部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

エ スポーツクラブ、スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については、浴室、プール、プールサイド、コート、打席部分、ロビー及びミーティングルームを「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

ただし、通行専用部分、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しないこと。

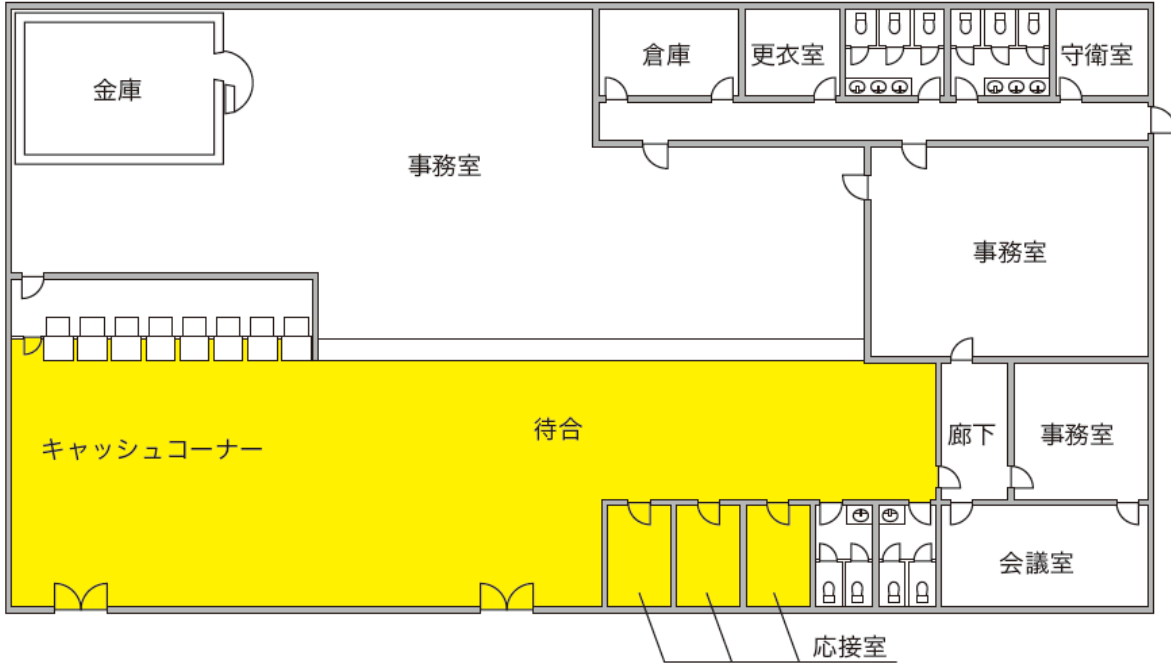
オ モデル住宅については、従業者が使用する部分(事務室、受付等)を除いた、住宅展示場部分(人が立ち入れない押入及び物入部分を除く。)を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

カ 放課後保育クラブについては、従業者の数と、児童の数とを合算して得た数ではなく、プレイルーム、育成室その他児童が使用する部分(便所、洗面所等を除く。)を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

キ 駐輪場については、利用者が駐輪のために使用する部分(通路の用に供する部分、便所、洗面所等を除く。)を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

第4 収容人員の算定

(銀行の算定方法例)



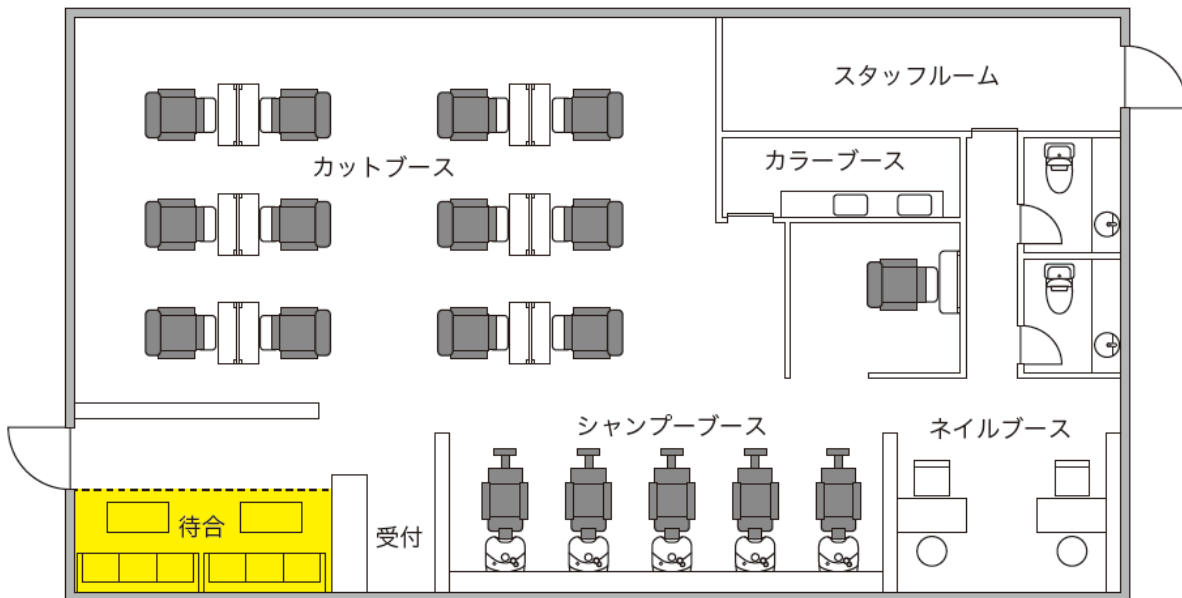
○従業者の数：20人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分（ ）の床面積を3㎡で除して得た数

・ロビー及びキャッシュコーナー 145㎡÷3㎡≒48.3→48人

・応接室 14㎡÷3㎡≒4.7→4人×3カ所=12人 階収容人員：80人

(美容院の算定方法例)



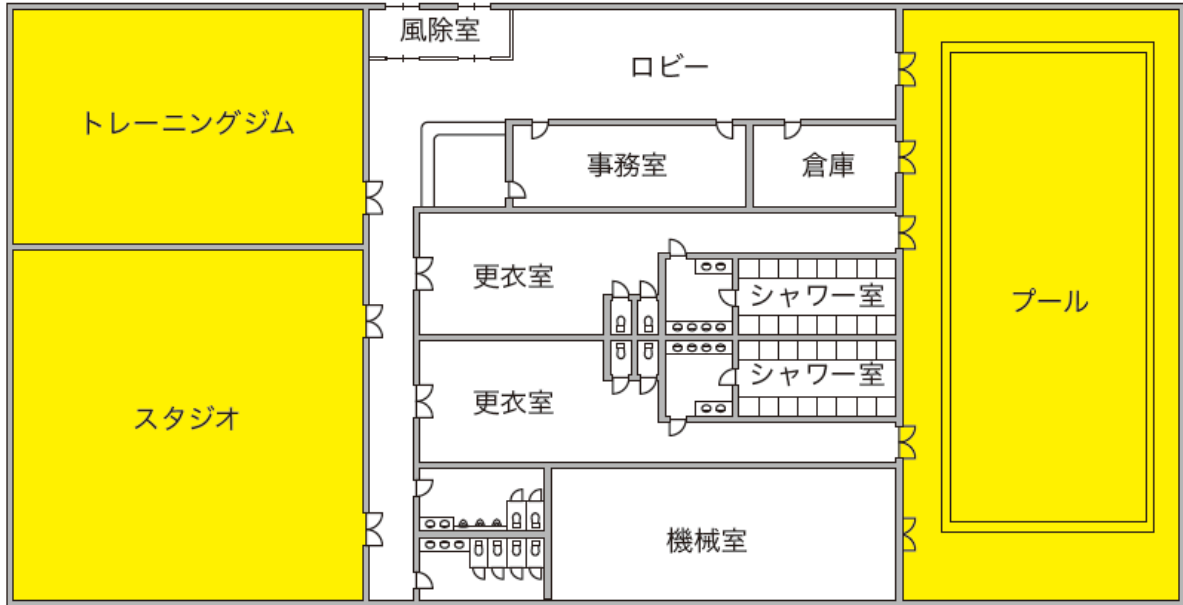
○従業者の数：6人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分（ ）の床面積を3㎡で除して得た数

6÷3㎡=2→2人

階収容人員：8人

(スポーツクラブの算定方法例)



○従業者の数：20人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分（黄色）の床面積を3㎡で除して得た数

・スタジオ $250\text{㎡} \div 3\text{㎡} \doteq 83.3 \rightarrow 83$ 人

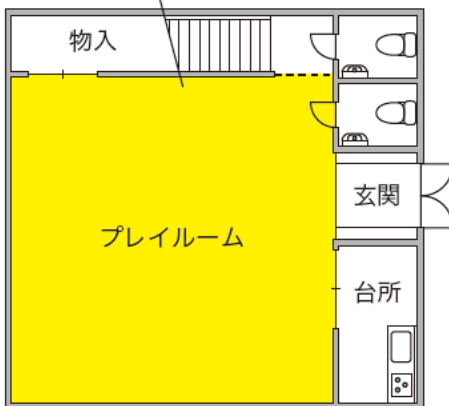
・トレーニングジム $200\text{㎡} \div 3\text{㎡} \doteq 66.7 \rightarrow 66$ 人

・プール $500\text{㎡} \div 3\text{㎡} \doteq 166.7 \rightarrow 166$ 人

階収容人員：335人

(放課後保育クラブの算定方法例)

(1階)



○従業者の数：1人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分（黄色）の床面積を3㎡で除して得た数

$64\text{㎡} \div 3\text{㎡} \doteq 21.3 \rightarrow 21$ 人

1階収容人員：22人

(2階)



○従業者の数：1人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分（黄色）の床面積を3㎡で除して得た数

$64\text{㎡} \div 3\text{㎡} \doteq 21.3 \rightarrow 21$ 人

2階収容人員：22人

棟収容人員：44人